

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「ビジョン」と「経営理念」を定め、経営戦略の策定や経営の意思決定の基本方針としています。

<ビジョン>

ソニーフィナンシャルグループは、金融の持つ多様な機能(貯める、増やす、借りる、守る)を融合して、お客さま一人ひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客さまから最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

<理念>

ーお客さま本位

私たちは、お客さまが安心して豊かに暮らせるお手伝いをさせていただくために、お客さま一人ひとりの「声」を真摯に受けとめ、お客さまに満足される商品とサービスを提供します。

ー社会への貢献

私たちは、金融サービス事業に特段の公共性が求められることを自覚し、高い倫理観と使命感をもってビジョンを実現し、社会に貢献します。また、社会の一員として、よき市民としての責任を果たします。

ー独自性の追求

私たちは、常に原点から発想し、慣例等にとらわれず創造と革新を追求します。

ー自由豁达な組織文化

私たちが目指す金融サービス事業では、社員一人ひとりの貢献が重要であると認識しています。私たちは、個性を活かし、能力を十二分に発揮できる自由豁达な組織文化を支持します。

「ビジョン」に掲げられた「お客さまから最も信頼される金融サービスグループになる」という目標の実現に向け、傘下のグループ会社の沿革、規模、業態などの差異を踏まえた上で、法令などの許す範囲内においてグループ各社の持つ事業特性・情報などを有効活用し、グループ全体の経営を行うことを目指しています。

その前提として、何より財務の健全性および業務の適正性を確保することが最重要課題であると認識しており、グループ全体のコンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織態勢を構築しています。グループ会社は、それぞれの業態・業務・規模等に応じたコンプライアンス態勢およびリスク管理態勢を構築していますが、当社は持株会社としてグループ各社の状況を常に把握し、その推進を図っています。

当社の取締役人数は9名であります。グループ経営を効率的に行うため、当社の代表取締役2名および業務執行取締役1名が、子会社の取締役を兼職し、また、子会社(ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行)の代表取締役3名が当社の取締役を兼職しています。当社はソニー株式会社を親会社とする親子上場の子会社であることから、少数株主の利益保護のため、2名を社外取締役(当該社外取締役は、東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員にも指定されています。)としています。

また、監査役人数は4名であり、そのうち3名が社外監査役であります。各監査役は、監査役監査基準に則り監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況調査をととして、取締役の職務執行を監督しています。

当社は、グループ各社の経営を尊重しつつ、所要のモニタリングなどの経営管理をととして、グループ企業価値の最大化を目指してまいります。

なお、2015年6月1日より適用されているコーポレートガバナンス・コードへの対応につきましては後日開示いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソニー株式会社	261,000,000	60.00
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	12,220,167	2.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	11,325,544	2.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,039,337	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,992,300	1.83
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	6,271,057	1.44

JP MORGAN CHASE BANK 385632	6,266,611	1.44
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	5,801,019	1.33
SAJAP	5,028,100	1.15
MORGAN STANLEY & CO. LLC	2,912,692	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	ソニー株式会社 (上場:東京、海外) (コード) 6758

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、ソニーグループと協力関係を保ちながら事業展開する方針であります。一方で独自の経営方針及び経営戦略に基づき、独立した活動を展開しており、事業分野が異なることから一定の独立性が確保されていると考えます。親会社であるソニー株式会社(支配株主)との取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

1. ソニー株式会社との資本関係について
ソニー株式会社は当社の発行済株式総数(普通株式)の60.00%を保有しております。従って、当社の取締役、監査役の選任・解任や合併等の組織再編、重要な資産・事業の全部または一部の譲渡、定款の変更および剰余金の処分等、株主の承認が必要となるすべての事項に関して、他の株主の意向や利益にかかわらず、ソニー株式会社が今後も影響を与える可能性があります。

2. ソニーグループとの役員の兼任について
当社においては、ソニー株式会社 執行役 EVPの神戸 司郎氏が取締役、ソニーコーポレートサービス株式会社 グローバル経理センター センター長の是永 浩利氏が監査役に就任しております。子会社のソニー損害保険株式会社においては、ソニーコーポレートサービス株式会社 グローバル経理センター 税務企画担当国内税務課 統括課長の中川 隆之氏が監査役に就任しており、ソニー銀行株式会社においては、ソニーコーポレートサービス株式会社 グローバル経理センター 税務企画担当 担当部長の竹中 英道氏が監査役に就任しております。当社グループに対するソニー株式会社の出資比率が変更される等の理由により、当社グループとソニーグループの関係が変動すると、これらの人的関係も変動する可能性があります。(ソニーコーポレートサービス株式会社は、ソニー株式会社の子会社であります。)

3. 「ソニー」の商号・商標使用について
当社および当社グループ各社は、ソニー株式会社との間で商号・商標使用許諾契約を締結しており、これに基づき「ソニー」の名称を使用することを許諾されております。これらの契約に基づく「ソニー」の名称を使用する当社グループの権利は、ソニー株式会社が当社の議決権の過半数を継続所有すること、当社グループ各社については当社の当該会社に対する議決権割合が減少しないこと等が条件となっております。これらの契約に基づき、当社グループはソニー株式会社にブランドロイヤリティを支払い、また、契約で定められた使用目的以外に商標を使用する等の場合は事前にソニー株式会社の承認を得なければなりません。
当社は「ソニー」の名称が、当社グループのブランド認知度や成長に貢献していると考えており、ソニー株式会社による当社の保有議決権割合の減少等により上記商号・商標使用許諾契約が終了する場合には、当社グループの営業、マーケティング、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。
また、ソニー株式会社や当社グループ各社以外のソニーグループ会社について、例えば信用力や業績などに起因するマイナスのイメージが生じた場合、当社グループの企業イメージが損なわれることなどにより、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 功	他の会社の出身者											
国谷 史朗	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 功	○	-----	山本功氏は、長年にわたる証券アナリスト業務および財務・M&Aのアドバイザー業務の経験を有しており、また、当社と特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
国谷 史朗	○	-----	国谷史朗氏は、弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員として活動されており、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、また、当社と特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(PwCあらた監査法人)から、定期的に監査計画および監査結果の報告を受けているほか、適宜、情報交換を行っております。
監査役は、内部監査部門(監査部)から、定期的に内部監査計画および内部監査結果の報告を受けているほか、適宜、情報交換を行っております。また、子会社の内部監査部門からそれぞれの内部監査結果の報告も受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
早瀬 保行	他の会社の出身者													
牧山 嘉道	弁護士													
是永 浩利	他の会社の出身者			△		○								

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早瀬 保行		-----	早瀬保行氏は、金融機関での長年にわたる業務経験を有し、また常任監査役を務めておられたことから、これらの経験を活かして社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断しております。
牧山 嘉道		-----	牧山嘉道氏は、弁護士、米国ニューヨーク州弁護士、弁理士の資格を有し、また情報セキュリティやコンプライアンスなど多くの分野に関する高い見識と、国内外における幅広い業務経験を有していることから、これらの経験を活かして社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断しております。
是永 浩利		是永浩利氏は、当社の親会社であるソニー株式会社の子会社である、ソニー	是永浩利氏は、ソニー株式会社およびソニーコーポレートサービス株式会社において長年経理業務に従事し、財務および会計に関する相

コーポレートサービス株式会社のグローバル経理センター センター長であります。

当程度の知見を有していることから、これらの経験を活かして社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役2名を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

退職慰労金については、在任時の年額報酬の20%を基準年額として、基準年額の一定割合（代表取締役は70%、代表取締役以外は80%）を現金で計算する普通退職慰労金、残り（代表取締役は30%、代表取締役以外は20%）を当社の株式数に換算する株価連動退職慰労金（退任の際、株式数に直近1年間の平均株価を乗ずる）とする社内規則を定めております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

当社は、年度あたりの役員報酬等の総額が1億円以上である役員を除き、個別報酬の開示をしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針を以下のように定めており、事業報告および有価証券報告書にて開示しております。

取締役会の決議により定められた業務執行取締役および社外取締役の報酬等の内容の決定に関する方針、および監査役会の決議により定められた監査役報酬等の内容の決定に関する方針は次のとおりであります。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給しないものとしております。

業務執行取締役および社外取締役の個人別報酬等については、取締役会からの諮問を受けた報酬等諮問委員会で審議を行い、その答申を受けて取締役会が決定し、監査役の個人別報酬等については、監査役の協議により決定いたします。

a.業務執行取締役

業務執行取締役の主な職務は、当社および当社グループ全体の経営責任者として企業価値を持続的に向上させることにあることから、業務執行取締役に対する報酬は、優秀な人材を確保することとともに、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に固定部分・業績連動部分のバランスを勘案し決定することを基本方針としております。

(ア)報酬について

・代表取締役社長、代表取締役副社長等の役位に応じた固定部分と、当社および当社グループ全体の業績および職務に応じた業績連動部分としております。

・業績連動部分は当社および当社グループ全体の経営目標の達成状況と職務の遂行状況等により基準額に対して0%から200%の範囲で変動いたします。

(イ)水準について

・優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案いたします。

(ウ)退職慰労金について

・各在任年度毎に報酬の一定割合相当額を引き当て、退任時に累積額を支給いたします。なお、引当額の一定割合については当社の株式数に置き換えて擬似的に株式数を付与し、退任時に累積株式数を株式時価に換算して支給いたします。

b. 社外取締役

社外取締役の主な職務は、業務執行取締役による職務執行の監督および監視をもって経営の透明性・客観性を高めることにあることから、社外取締役に対する報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監督・監視機能を有効に機能させることを主眼に固定報酬として決定することを基本方針としております。

(ア) 報酬について

・役割に応じた固定額としております。

(イ) 水準について

・優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案いたします。

(ウ) 退職慰労金について

・支給いたしません。

c. 監査役

監査役の主な職務は、業務監査および会計監査を行うことで会社経営の透明性・客観性を確保することにあることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監査機能を有効に機能させることを主眼に固定報酬として決定することを基本方針としております。

(ア) 報酬について

・常勤監査役・非常勤監査役の役割に応じた固定額としております。

(イ) 水準について

・優秀な人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による監査役の報酬に関する調査結果等を勘案し、監査役の協議により決定いたします。

(ウ) 退職慰労金について

・常勤監査役については、監査役会が定める監査役退職慰労金規則に基づき、退任時に年数に応じた固定額を計算し、株主総会の決議により決定いたします。

・非常勤監査役については、支給いたしません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役への情報伝達、取締役会資料の事前配布等は経営企画部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役の選任と監査役会の連携により、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役会

(ア)

当社は、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行およびソニー・ライフケアを直接の子会社とする純粋持株会社であります。グループ経営を効率的に行うために、取締役9名のうち、当社の代表取締役2名、業務執行取締役1名が子会社の取締役を兼職するとともに、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行の代表取締役3名が当社の取締役を兼職しております。

(イ)

当社は、外部視点の導入や少数株主の利益保護を目的として、取締役9名のうち、2名を独立性の高い社外取締役(東京証券取引所が定める独立役員にも指定しております。)としております。

(ウ)

取締役会は、会社の重要な日常業務の執行に係る協議、決定を「経営会議」に委任しております。「経営会議」は、常勤の取締役および取締役会の決議により選任された役職員により構成され、原則として、毎月2回開催されております。「経営会議」には非常勤取締役および監査役も出席することができます。

b. 監査役

(ア)

監査役4名のうち、3名が社外監査役であります。なお、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

(イ)

常勤監査役は、社外取締役(独立役員)、内部監査担当役員および内部監査担当社員と連携し、経営に対する監督機能の強化に取り組んでおります。

c. 内部監査

当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署として「監査部」を設置し、専任社員を配置しております。

d. 会計監査

当社は、会計監査人として「PwCあらた監査法人」を選任しております。

e. 役員の報酬決定

当社は、当社の取締役ならびに子会社の代表取締役報酬について個人別報酬案を決定するプロセスの透明性・客観性を確保するために「報酬等諮問委員会規則」を定め、これらの審議を行う機関として当社の社外取締役を含む取締役若干名で構成する「報酬等諮問委員会」を設けております。

「報酬等諮問委員会」は、必要の都度、当社および子会社の取締役会から諮問を受け、審議結果をそれぞれの取締役会に答申しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、純粋持株会社であるため、親子間で役員が兼職する現在の体制がグループ経営上、効率的であると考えております。また、当社は、ソニー株式会社を親会社とする親子上場の子会社であるため、外部視点の導入や少数株主の利益保護を目的として、独立性の高い社外取締役(東京証券取引所が定める独立役員にも指定しております。)を2名選任しております。少数株主の利益保護を果たしながら、グループ経営を効率的に行い、企業価値を高める体制として、現体制が最も適切であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の23日前に発送しております。(株主総会は6月24日。招集通知の発送は6月1日。)
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月24日に開催し、第一集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	(1)インターネットによる議決権行使を導入しております。 (2)株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使サービスを導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家の議決権行使環境向上のため、議決権電子行使プラットフォームへの参加、招集通知の一部英訳、招集通知の早期発送を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部を英訳しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして、IR活動の目的、IR活動の基本姿勢、IR情報の開示方法、IR情報の開示体制、IR情報の沈黙期間を定め、当社ホームページに開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を適宜開催しております。 今後も個人投資家向けの説明会を継続的に開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日に、当社および各事業セグメントを代表する子会社の財務担当役員による、アナリスト・機関投資家向けの電話会議方式による説明会を実施しております。また、年1回当社グループ経営陣による経営方針説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	各地域年1回程度を目安に、欧州・北米・アジアでの経営陣による海外IRを実施し、個別訪問による説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他の適時開示資料、有価証券報告書、ディスクロージャー誌等を当社ホームページに掲載しております。また、英文開示資料についても、和文開示資料との間で実質的に重大な格差が生じないように努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	健全な事業活動を営むためには、ステークホルダーの関心に配慮して経営上の意思決定を行う必要があることを認識し、事業を遂行するよう努力することを「行動規範」に掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、「CSR基本方針」を定めており、当社グループ各社において、ボランティア活動、募金活動、ISO14001(環境マネジメントシステムの国際規格)の取得およびグリーン電力の利用システムの導入など、さまざまな社会貢献・環境活動を行っています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況＞

当社は会社法及び同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しております。なお、平成27年5月1日施行の改正会社法及び同法施行規則において、「内部統制システム構築の基本方針」にて取締役会が決定すべき事項が追加されたこと(グループの業務の適正を確保するための体制の具体化、監査を支える体制及び監査役の情報収集に関する体制の充実・具体化等)を受けて、「内部統制システム構築の基本方針」の一部を改定いたしました。

(内部統制システム構築の基本方針)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- (2)取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- (3)取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。
- (4)取締役会は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- (5)取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員及び子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している(あるいは違反のおそれがある)と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口に直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- (6)取締役会は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- (7)取締役会は、グループの利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- (8)取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役会に報告する。
- (9)取締役会は、グループの内部監査に係る基本方針及び内部監査規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議及び決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び当該規則等に従い適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役会は、グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- (2)取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社及び子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- (3)取締役会は、当社グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- (4)取締役会は、当社グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、グループの事業継続リスク管理に関する基本方針及びコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規定を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- (2)取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議及び決定については、同会議に委任する。
- (3)取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体及び連結の中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

6. 当社及び子会社、並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社との間で経営管理契約を締結し、子会社に対しグループ共通の基本方針の遵守及び子会社を含むグループの業務の適正を確保するために必要な事項に関し当社の事前承認及び報告を求めるなど、当該契約に基づく経営管理を行う。
- (2)当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議又は報告を行う。また、当社及び子会社は、少数株主保護のため、親会社であるソニー株式会社(支配株主)及びそのグループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
- (3)当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査及び外部監査の結果を監視し検証する。
- (4)当社及び子会社は、親会社にグループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
- (2)監査役の職務を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- (2)取締役及び社員は、当社又は当社の子会社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- (3)取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

(2)当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜反社会的勢力排除に関するグループ基本方針＞

当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取り組みを実施するためにこの基本方針を定め、各社役職員一同がこれを遵守することとします。

1.組織としての対応

反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップ以下、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。

2.外部専門機関との連携

適切な助言、協力が得られるよう、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携強化を図ります。

3.取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

4.有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5.裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供は絶対に行いません。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

- ・反社会的勢力対応部署を設け、また、不当要求防止責任者を任命しています。
- ・社外専門機関との連携により、反社会的勢力の情報収集に取り組んでいます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 当社グループの適時開示に係る規則等の制定

当社は、情報開示に関する全ての法令・規則に従うことを「行動規範」に定めるとともに、東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に則り、適時開示を推進すること、および、適時開示に必要な情報収集態勢等を「適時開示に関する規則」に定め、当社および当社グループの適切な情報開示を推進する体制を構築しております。

2. 当社グループの会社情報の適時開示に係る体制

当社は、「適時開示に関する規則」に基づき、下記の役割を担うディスクロージャー・コミッティを設置しております。当社の役職員および子会社の重要開示情報取扱責任者（当該子会社の役員から選任され、当該子会社に関する重要な会社情報を収集する役割を担う。）は、重要事項が発生した場合には、ディスクロージャー・コミッティへ速やかに報告する態勢を構築しております。また、当社が開示すべき重要な会社情報を「ソニーフィナンシャルホールディングスグループにおける重要事項等に関する報告ガイドライン」に定め、当社の役職員および子会社の重要開示情報取扱責任者に周知しております。

「ディスクロージャー・コミッティ」の役割

- (1) 適時開示態勢の設計、導入、評価、維持に関して、代表取締役社長の判断を補佐する。
- (2) グループ会社における重要な会社情報を迅速かつ網羅的に収集し、適時開示の要否ならびに適時開示内容の正確性、十分性、明瞭性、公式性および公表の公平性、積極性を審議し、当該開示の決裁権者の判断に際し、必要な情報を提供する。

ディスクロージャー・コミッティは、当社代表取締役社長が議長を務め、常勤の取締役および各部の部長等によって構成しておりますが、必要に応じて、構成員以外の当社およびグループ会社の役職員をディスクロージャー・コミッティに出席させ、幅広く、また正確な報告または意見を確認できるようにしております。

株式公開会社として、関連法規および東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に則り重要事項を正確、公正かつ適時に開示するとともに、情報開示に関する最善の慣行を追及すべく努めてまいります。

ソニーフィナンシャルグループの内部統制（2015年7月1日現在）

